

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。	1,000.0	-	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金	「生産性革命」に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。	-	600.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。 （対象事業：地域運営組織が行う、活性化プランに基づく集落の維持・活性化に資する取組。）	4.0	-	4.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	100.6	3.4	100.7	農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用し、サービスコストの低減等に資する既存公共施設内の機能の再編・集約等を図る事業に対して支援を行う。	1.5	-	1.2	国土交通省国土政策局 地方振興課
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.39	-	0.38	国土交通省総合政策局 物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	213.6 の内数	25.1 の内数	209.5 の内数	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	<p>（１）地域力強化推進事業 ○住民の身近な圏域で、地域福祉を推進するために必要な環境の整備や複合的な課題、世帯の課題を包括的に受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する ○市町村レベルにおいて地域共生社会の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。</p> <p>（２）多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。</p>	20.0	-	26.0	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	214.6 の内数	0.0	217 の内数	厚生労働省老健局振興課
学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進	各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代の共助・共創による地域活性化を図るフォーラムを開催することを通じて、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を図る。	0.2	-	0.7 の内数	文部科学省生涯学習政策局社会教育課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。	16.4	0.0	24.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H29 当初	H29 補正	H30 当初	
離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業（うち過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費）	SS過疎地における地域住民の利便性維持のための自治体による計画策定への支援、実証事業、地下タンクからの危険物漏えい防止に係る補強工事などを行うことで、石油製品供給網の維持を図る	53.8の内数	0.0	47.6の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助。 加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助。	32.0	-	32.7	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	80.0	-	54.0	環境省大臣官房環境計画課

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。 （１）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （２）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。 <u>※30年度から現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする予定。</u>	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	（一財）地域総合整備財団

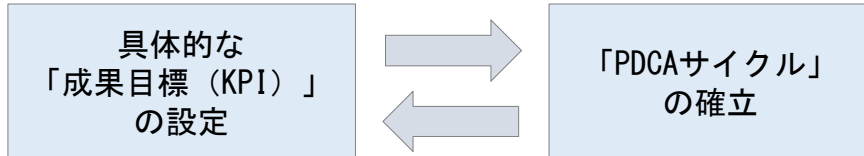
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度予算額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

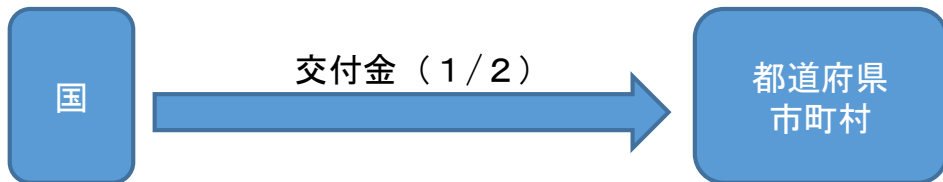
②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円（29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円（29年度：1.0億円）

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

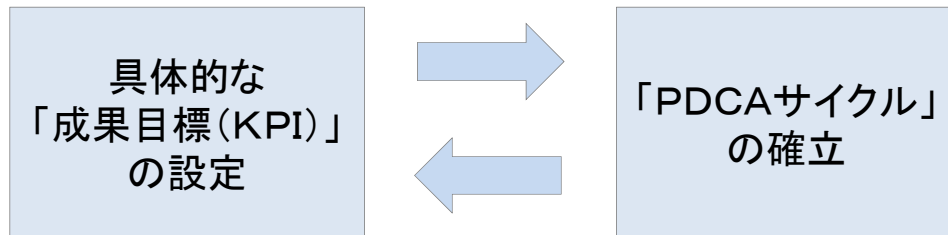
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

29年度補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

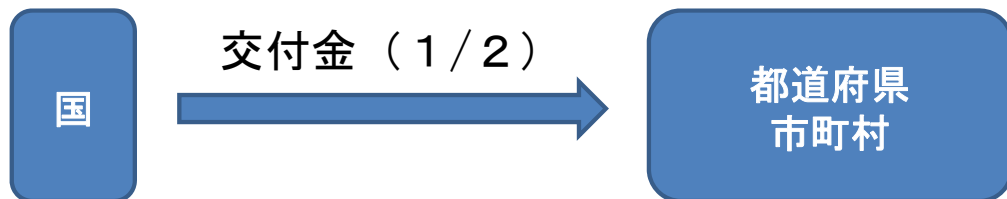
【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



期待される効果

○「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

過疎地域等自立活性化推進交付金（過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）

（まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業）

H30予算額 4.0億円

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



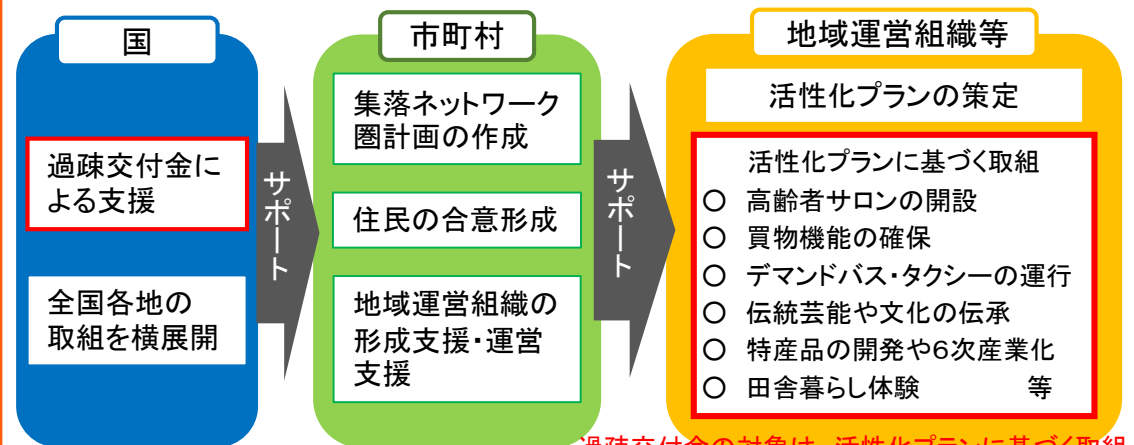
役場所在地

・役場・病院・商店街
・事業所・駅

※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 平成30年度予算額 4.0億円(平成29年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設

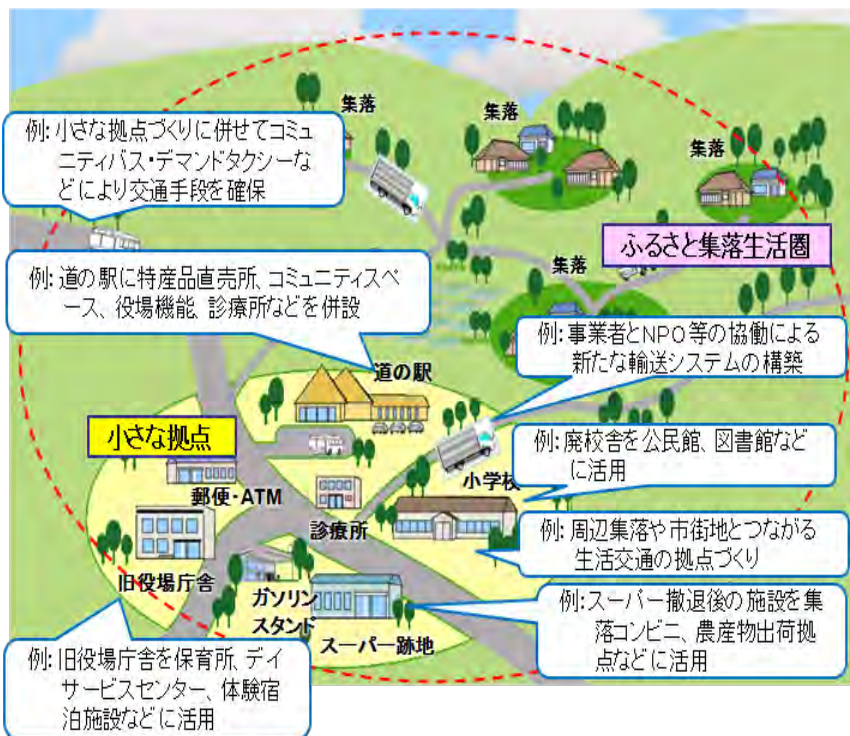


味噌加工施設

「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

地域内の共同輸配送等の調査支援

○改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取組が対象。

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

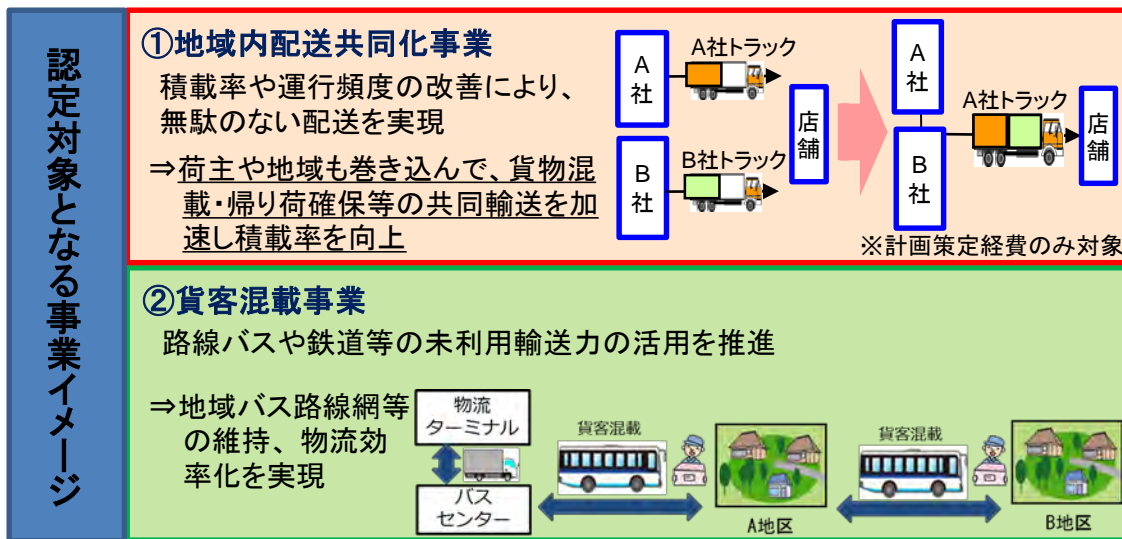
2. 補助対象経費(補助率)

計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)

※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。

3. 平成29年度予算額 : 39百万円

平成30年度予算決定額: 38百万円



○ **省力化された効率的な物流の実現**

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ **トラックドライバー不足の解消**

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ **CO₂排出量の大幅な削減**

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

平成30年度予算額 209億円
 【平成29年度補正予算額 25億円】

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

地域公共交通網形成計画

地域公共交通再編実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

 平成30年度予算額 12億円
 (東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(※)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに特例措置を拡充。

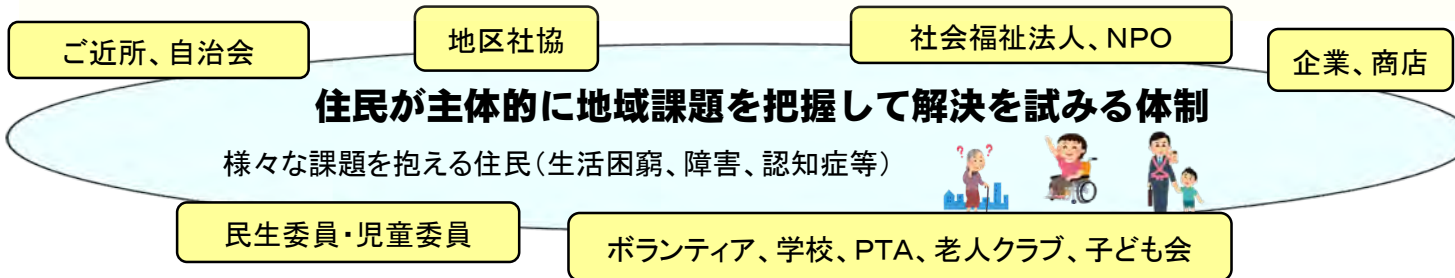
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算26億円

実施主体：市町村(150か所程度) 都道府県可
(前年度予算額20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

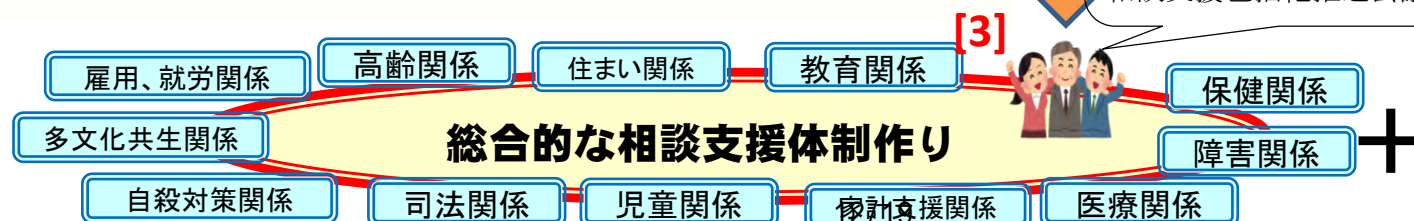
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成30年度予算217億円(公費:434億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。(財源は、消費税の増収分を活用)

※2 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%

生活支援体制整備事業における『生活支援コーディネーター』『協議体』の役割

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能がある。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ 生活支援コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進

（「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施）

30年度予算額 70,676千円の内数

これまで各地域で取り組んできた社会教育による地域課題解決の優れた取組や、地域力活性化等に資する先進的な実践を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「**地域力活性化コンファレンス**」、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代の共助・共創による地域活性化を図る「**長寿社会における生涯学習政策フォーラム**」を開催することを通じて、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を図る。

地域力活性化コンファレンス(1箇所)

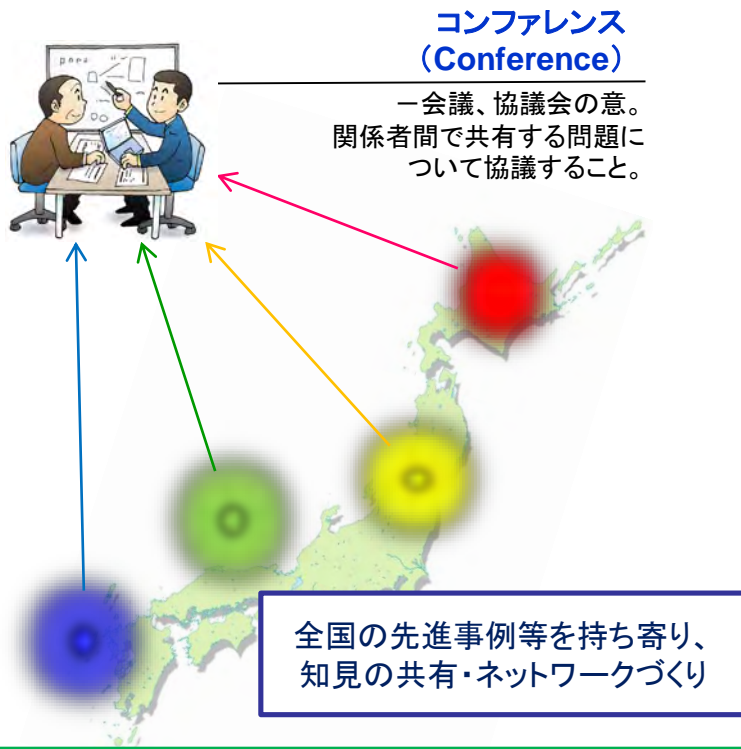
公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組等を促進するため、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組(まちづくり、防災、子供・若者支援など)や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う。

長寿社会における生涯学習政策フォーラム(1箇所)

地方公共団体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等幅広い関係者の参画のもと、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施し、得た知見やネットワークを地域の活動・支援等に還元する。

成果

- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進
- 高齢者をはじめとする全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現



災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成30年度予算額 24.0億円 (16.4億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(SS)の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入換・大型化
「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)等のSSが保有在庫量を増加するための地下タンクの入換・大型化を支援します。

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS

※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業費

平成30年度予算額 **47.6億円 (53.8億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 離島における石油製品の安定的かつ安価な供給を確保するため、本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助や石油製品の安定供給体制等を構築する取組に対する支援をします。また、SS過疎地(※)において、消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上・経営革新や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び環境・安全対策を支援します。

(※)SS過疎地：市町村内のSS数が3ヶ所以下の地域

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎地の自治体等が住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定する取組を支援する。また、過疎地等において、地域の実情に応じた燃料供給システムの構築に係る実証事業や、SS従業員の人材育成・マッチングを支援します。

(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

- ① 地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や漏えい点検検査、
- ② 地下タンク等の撤去、SSの統合・集約・移転等を支援します。

(3) 離島ガソリン流通コスト対策支援事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、ガソリン価格が実質的に(流通コスト相当分)下がるよう支援します。

(4) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者(自治体、事業者(元売・地元販売店)、需要家など)による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、SS過疎地の燃料供給体制に係る計画を策定した自治体の割合向上及び離島のガソリン小売価格の実質的な引き下げ、離島における石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) SS過疎地対策検討支援事業

SS過疎対策検討・調査、実証事業等

【実証例】



運送事業者と連携した灯油の配達による
配送コストの削減

(2) 環境・安全対策等を行う中小SS等への支援

① 漏えい防止対策, 土壌汚染の早期発見

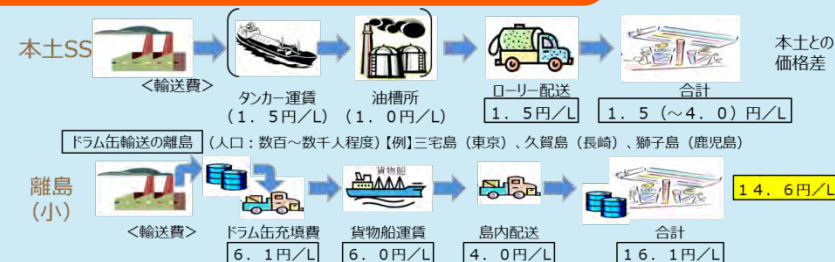
- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置

② タンク放置防止, SSの統合・集約・移転

- ・危険物の漏れの点検に係る
検知検査等



(3) 離島のガソリンの流通形態のイメージ



(4) 離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討

- 島内油槽所や給油所の石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 石油製品の海上輸送・調達方法の見直しによる流通合理化 等



背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**」という。）を策定しPDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. **事務事業編等の強化・拡充**支援事業

- ・事務事業編の策定・改定
 - ・事務事業編に基づく取組の強化・拡充（省エネ診断等）
 - ・取組実行体制の整備（例：首長をトップとした本部設置）
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。



事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく**省エネ設備等導入**支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

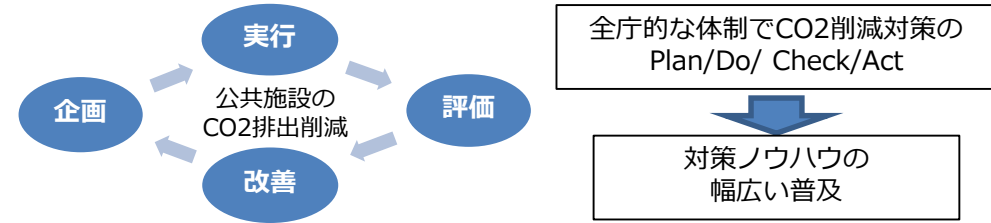


3. 地域における**LED照明導入促進**事業

（平成29年度からの継続事業に限る）

人口25万人未満の地方公共団体の地域を対象に、LED化が進んでいない道路灯を含む地域内の街路灯をLED照明に更新するため、リース方式の活用によりLED照明を導入する取付け工事費用を支援する。

カーボン・マネジメントのイメージ

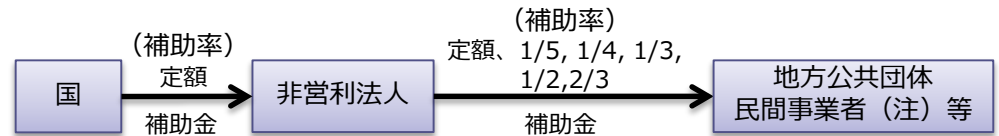


※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

- 左記1事業：平成28年度～平成30年度
- 左記2事業：平成28年度～平成32年度
- 左記3事業：平成28年度～平成30年度



(注) 地方公共団体等と共同申請するリース会社等

1. 補助対象：地方公共団体等
補助割合：都道府県・政令市：1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合：定額(いずれも上限額1,000万円)
2. 補助対象：地方公共団体等
補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3
事業期間：公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能
3. 補助対象：民間企業等
補助割合：LED照明を導入する地方公共団体の規模等に応じる。
人口15万人以上25万人未満：1/5(上限：1,200万円)
人口5万人以上15万人未満：1/4(上限：1,500万円)
人口5万人未満、又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.3未満：1/3(上限：2,000万円)

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

平成30年度予算額
5,400百万円 (8,000百万円)

背景・目的

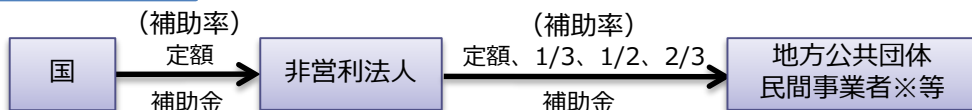
平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※熱利用設備に対する民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。（系統連系されていない離島における事業及び温泉熱利用設備を除く。）

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

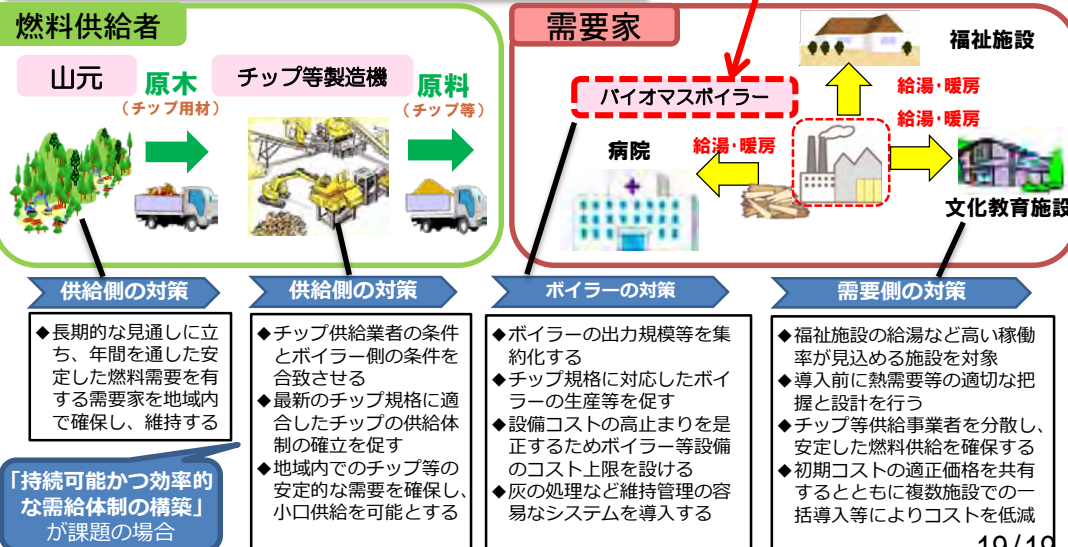
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

事業イメージ（課題対応の導入例）

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備



（営農前提の導入例）



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

（蓄エネ等の導入活用事業の例）

蓄エネにより再エネ自家消費を促進

